

新型コロナウイルス感染症にかかる利用者負担額の減額について

【概要】

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、登園自粛・臨時休園した特定教育・保育施設等（以下「保育所等」という。）を利用する児童の利用者負担額（以下「保育料」という。）を登園自粛・臨時休園した日数に応じ減額します。

【対象者】

保育料のかかっている児童について、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の要件を満たす場合、日割りにより保育料の減額を行う。

- ① 子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ② 地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ③ 保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触等により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合
- ④ 小中高の全国一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、市区町村の要請・同意により、保護者が園児を、自宅で養育した場合や登園を自粛させた場合

【還付等方法】

保育所…当該月の収納確認後、市から減額分を還付する。

【対象期間】

令和2年3月2日～令和2年3月31日

令和2年4月7日～当分の間

(文書取扱)

宮崎市保育幼稚園課

保育入所係

TEL 0985-21-1774

※減額の対象になるか否かは、保育幼稚園課で精査します。対象になる場合は、後日、施設及び保護者に対し、別途ご連絡します。

宮保幼第 1 1 4 号 1
令和 2 年 4 月 1 7 日

保育所・認定こども園等を利用している
お子さんの保護者の皆さまへ

宮崎市長 戸敷 正
(公 印 省 略)

「緊急事態宣言」発令に伴う保育所等の対応について

保護者の皆様には、日頃より本市の教育・保育行政についてご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 6 日に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国を対象に緊急事態宣言が発令され、4 月 1 7 日に、宮崎県知事から保育所等については、規模を縮小して開所するよう、対応方針が示されたところです。

つきましては、市内の保育所等における集団感染発生の防止と感染拡大の抑制のため、ご家庭での保育が可能な方につきましては、登園を自粛していただきますよう要請いたします。

また、就労等の理由により、保育が必要な場合は、ご家庭におきまして、お子さん及び保護者の皆さまの健康観察をお願いするとともに、可能な範囲で早めのお迎えなど、保育時間の短縮にご協力をお願いいたします。

【文書取扱】

宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課
電話：21-1774

宮保幼第114号2

令和2年4月17日

宮崎市内の認可保育所等に児童が在園する保護者の
勤務先事業所の皆さまへ

宮崎市長 戸敷 正
(公印省略)

保育所等を利用する保護者の勤務に関するお願いについて

日頃より本市の教育・保育行政について、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和2年4月16日に発令された「緊急事態宣言」を受け、宮崎市では、市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内の認可保育所等を利用している保護者に対し、ご家庭での保育が可能な場合は、当園を自粛していただくよう、要請することとしました。

事業主及び事業所の皆さまにおかれましては、認可保育所等に在園する児童の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【文書取扱】

宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課

電話：21-1774